

議案第 2 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

特別職の職員で非常勤のものについて、既存の区分の一部を改めるとともに新たに職を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成29年 3月 日 公布  
里庄町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

副会長	月額	25,500円
委員	月額	24,500円

」を

「

会長代理	月額	25,500円
その他の農業委員	月額	24,500円
農地利用最適化推進委員	月額	24,500円

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 7月 1 日から施行する。